

広報まめじま5月号

発行 大豆島交番
026-221-9272
作成者 高木 実穂

自転車安全利用の促進

自転車安全利用五則

- ① 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ② 車道は左側を通行
- ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④ 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号厳守と一時停止・安全確認
- ⑤ 子どもはヘルメットを着用



自転車運転者講習会の対象となる危険行為

- 制動装置(ブレーキ)不良自転車運転
- 通行禁止違反
- 歩行者用道路における車両の義務違反(徐行違反)
- 通行区分違反
- 路側帯通行時の歩行者の通行妨害
- 信号無視
- 指定場所一時不停止
- 酒酔い運転



自転車保険への加入は義務です。

長野県では、自転車事故での相手方の身体に生じた損害を補償する自転車損害賠償保険等への加入が義務となっています。

自転車の安全利用や自転車損害賠償保険等への

加入の相談先等については、県公式ホームページをご覧ください。



上記の違反行為を自転車運転者(14歳以上)が繰り返すと(3年以内に2回)自転車運転者は講習を受講することになります。



～特殊詐欺の被害防止～

特殊詐欺対策機器や留守番電話機能を活用して特殊詐欺の電話を遮断しましょう

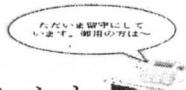
特殊詐欺は、多くの場合、自宅の固定電話へかけてきて、電話に出た人をだします。その手口は非常に巧妙であり、特殊詐欺を知っていても騙されてしまう方がたくさんいます。しかし、始めから詐欺の電話を受けることがなければ、騙されることもありません。

- 1 特殊詐欺対策機器の活用
- 2 留守番電話機能の利用
- 3 ご家族による対策



○特殊詐欺被害防止策○

- 「犯人からの電話を受けない(かけない)」
～留守番電話設定等をしましょう
- 「電話を受けてもだまされない」
～1人で決めずに相談をあせりは禁物です
- 「だまされても周囲が阻止する」
～家族、知人等で声を掛け合いましょう



警察署における特殊詐欺対策機器の貸出しについて

☆ 警察署において、特殊詐欺機器の貸出しを実施しています。

詳しくは、長野中央署生活安全課(026-244-0110)までお問い合わせください。

